平成３０年（フ）第２４号
北海道帯広市自由が丘６丁目１番地２、住民票上の住所北海道帯広市西20条南４丁目18番３号
破産者　佐久間泰裕
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
青森県むつ市真砂町７－２　有料老人ホームケアポートバンドーむつ、住民票上の住所青森県むつ市川守町９番20号　市営住宅　川守町団地１－４号
破産者　平塚　　稔
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
山形県長井市五十川2315番地７
破産者　藤原　亜衣
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１２号
福島県伊達市箱崎字沼頭37番地１
破産者　芳賀　　薫
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第２７２号
横浜市港北区大豆戸町87番地１　中銀大倉山マンシオン603号室
破産者　三田村麻子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５３号
横浜市港南区下永谷４丁目２番６号
破産者　長谷川佳子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２１号
川崎市川崎区小田７丁目１番１―805号　クリオ川崎六番館
破産者　ボティカリオ　ジェサ（旧姓川瀬）
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６号
新潟県三条市下坂井14番３号　ハイツアネックスＢ－５
破産者　安達　安明
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第９号
富山県射水市庄西町２丁目17番15号
破産者　らーめんひさちゃんこと　角崎　靖夫
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１３号
富山県射水市黒河3875番地５、開始決定時の住所富山県射水市大門203番地２
破産者　鍋嶋　裕子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１４号
東京都町田市南町田１丁目５－５　ヴィラ南町田１階102号室、破産手続開始決定時の住所富山県射水市大門203番地２
破産者　鍋嶋ユキ子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第４２７号
岐阜県各務原市那加官有地無番地　（自衛隊飛行開発実験団内）
破産者　竹井　一将
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５２号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目107番地３
破産者　大矢　雄斗
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５７８号
岡山市南区南輝１丁目15番５号
破産者　犬飼　暉郎
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７９号
岡山市南区南輝１丁目15番５号
破産者　犬飼　　巴
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０号
福岡県八女市宅間田321番地６
破産者　石橋　直子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第２号
福岡県八女郡広川町大字吉常769番地１
破産者　高鍋　和義（旧姓西原）
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第３号
福岡県筑後市大字西牟田3608番地
破産者　紫原香代子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係